

トイレカー運用協賛 FAQ (変更点を赤色で示しています)

申込受付

Q 『先着順』としたのはなぜか？

A 審査会の審査においては、優劣の判定ではなく、あくまでも取扱要領や募集要項に照らして、協賛事業者になり得るか否かの判断であるため、先着順とします。

Q 2枠や4枠などの複数枠、あるいは、募集の全枠を申込みすることができるか？

A 可能です。ただし先着順のため、申込時点で空き枠がある場合に限りです。

複数枠をお申込みいただいた場合、原則として複数枠分のスペースを用いた拡大掲示としますが、運営上支障がない場合に限り、各枠を個別の掲示スペースとして使用することも可能です。

Q 協賛枠の申込状況がわかるか？

A 申込書を受理したら、できるだけ速やかに市ホームページに掲載します。

Q 申込状況（空き状況）を電話で問い合わせできるか？

A 問い合わせがあればその時点の状況はお伝えすることは可能ですが、直後に申込みがあるかもしれないので、あくまでも参考としてください。

Q 郵送で提出して申込重複がある場合はどうなるのか？

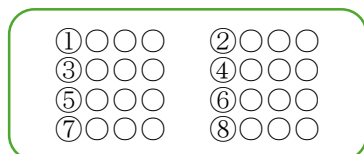
A 担当課が受理した時点で申込が確定します。郵送で申し込まれた場合で既に締切っているときは、電話でその旨をお伝えするとともに、申込書に記載された電子メール宛てに『締切後到着のため、申込書類は破棄する』旨を送信させていただきます。

協賛事業者名掲出(表示)

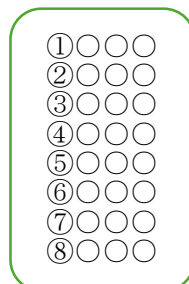
Q 左側面は2列・4段、右側面は8段に事業者名を表示するようになっているが、その位置を指定できるのか？

A 掲載位置の指定はできません。原則として、申込順に①～⑧の順で割り当てます。

《左側面の場合》



《右側面の場合》



Q 車体に掲出するのは、会社名のみか。会社のロゴも追加してよいのか？

A 規格内であれば、会社名のみでも、また、会社ロゴのみ、会社名と会社ロゴでも構いません。協賛していただいている事業所を紹介するという意味ですので、会社を連想できるブランドや商品の名称やロゴのみでも構いません。ただし、電子データで提供いただく必要があります。

Q 協賛期間内に会社名が変わる場合、掲出の変更ができるか？

A 変更可能です。ただし、シールの作成費や貼付作業は協賛事業者にご負担していただきます。
なお、会社名の変更ではない理由での変更もシールの作成費や貼付作業を協賛事業者にご負担していただくことで可能です。事前にご相談いただいて審査会の審査を受ける必要があります。

Q 指定された掲出サイズ内をすべて使用して、広告にしていいいか？

A 本枠は協賛企業の名称等を紹介することを目的としており、原則として広告の掲出はできません。ただし、災害時において公益性や有用性が認められる情報（防災情報提供を目的とした QR コードの掲載等）については、事前に協議・確認のうえ、例外的に掲出できる場合があります。

Q 企業名を掲出する部分の背景を着色していいか？

A 背景の着色はできません。背景は白のみとします。

申込条件

Q 申込む事業者の業種の制限があるか？

A 協賛取扱要領第6条に掲げる要件となります。

Q 個人事業者でも申し込むことができるか？

A 個人事業者の方も申し込むことができます。

個人事業者の方は、「事業内容がわかる書類」については、パンフレットやホームページの一部を、ない場合は、『個人事業の開業・廃業等届出書』の写しを提出してください。

Q 薩摩川内市外で事業を営んでいるが、申込むことができるか？

A 特に制限していませんので、市内外に関わらず申込むことができます。

協賛内容

Q “平時は、イベント等で仮設トイレとして活用します。”とあるが、利用するイベント名や利用回数は？

A 可能な限り、行事イベントの際に仮設トイレとしての活用や、訓練等での展示を計画しています。原子力防災訓練や総合防災訓練、その他防災に関するイベントはもちろんのこと、それ以外のイベントでも積極的に利用する予定です。

審査

Q 審査会ではどのようなことを審査するのか？

A 取扱要領第6条と募集要項に示す、申込要件に合致する事業者であるかを審査します。